

**第一審の死刑判決を量刑不当として破棄した控訴審判決の刑の量定が維持された
2 件の事例**

【文 献 種 別】 ①決定／最高裁判所第一小法廷、②判決／最高裁判所第一小法廷

【裁判年月日】 ①令和 1 年 7 月 1 日、②令和 1 年 12 月 2 日

【事 件 番 号】 ①平成 29 年（あ）第 605 号、②平成 29 年（あ）第 621 号

【事 件 名】 ①わいせつ誘拐、殺人、死体損壊、死体遺棄被告事件、②殺人、銃砲刀剣類所持等
取締法違反被告事件（心斎橋通り魔殺人事件）

【裁 判 結 果】 ①②上告棄却

【参 照 法 令】 ①刑法 11 条・190 条・199 条・225 条、刑事訴訟法 411 条 2 号、②刑法 11 条・199 条、
銃砲刀剣類所持等取締法 31 条の 18 第 3 号・22 条、刑事訴訟法 411 条 2 号

【掲 載 誌】 ①裁時 1727 号 7 頁、裁判所ウェブサイト、②裁時 1737 号 3 頁、裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号① 25570324

② 25570577

事実の概要

①事件 被告人は、わいせつ目的で当時 6 歳の被害者を自宅に誘い入れて誘拐した上、被害者の頸部にビニールロープを巻き付けて締め付け、意識を失った被害者の後頸部を包丁で複数回突き刺して殺害し、遺体を切断するなどして損壊し遺棄した。

第一審判決（神戸地判平 28・3・18LEX/DB25543180）は、死刑を言い渡したが、控訴審判決（大阪高判平 29・3・10LLI/DB L7220108）は、第一審判決を破棄し、被告人を無期懲役とした。これに対し、検察官が上告した。

②事件 覚せい剤中毒後遺症の状態にあって「刺せ刺せ」などという幻聴が連続的に聞こえていた被告人は、頼ろうとしていた実兄に見捨てられ、知人に紹介された仕事も期待外れであったという思いから、将来に強い不安を抱く中、自殺することもできず自暴自棄となり、もう幻聴に従ってしまおうと考え、白昼の繁華街において、1 人目の被害者（当時 42 歳）に背後から突進して包丁を突き刺した上、倒れた同人に馬乗りになって包丁を何回も突き刺し、その後、自転車を押しながら逃げようとしていた 2 人目の被害者（当時 66 歳）の背後から突進して包丁を突き刺した上、倒れた同人に包丁を何回も突き刺し、さらに、1 人目の被害者が動いたことからその場に向かい同人に包丁を突き刺し、両名を殺害した。

第一審判決（大阪地判平 27・6・26 判時 2280 号 136 頁）は、死刑を言い渡したが、控訴審判決（大阪高判平 29・3・9 判時 2370 号 90 頁）は、第一審判決を破棄し被告人を無期懲役とした。これに対し、検察官、弁護人が上告した。

決定・判決の要旨

①事件 上告棄却。

「所論は、本件の罪質、動機、殺害及び死体損壊、死体遺棄の犯行態様、結果の重大性等を考慮すれば、殺害の計画性の有無にかかわらず、犯行全体として被告人の生命軽視の姿勢が甚だしく顕著であり、死刑の選択が許されるべき事情が認められるという。しかしながら、これらの諸事情を踏まえても、殺害の計画性が認められず、被告人による生命侵害は前科を含めても本件の 1 回のみにとどまることなどを考え合わせると、犯行全体からうかがわれる被告人の生命軽視の姿勢は明らかではあるが、甚だしく顕著であるとまでいうことはできない。そうすると、本件においては、死刑が究極の刑罰であり、その適用は慎重に行われなければならないという観点及び公平性の確保の観点を踏まえ、上記量刑要素を総合的に評価すると、被告人の刑事責任は誠に重大であるものの、死刑を選択することが真にやむを得ないとまではいい難い。」

②事件 上告棄却。

本件の犯行態様は、生命侵害の危険性が高かった上、生命軽視の度合いが甚だしいといわざるを得ず、被告人の刑事責任は誠に重く、死刑を選択することの可否を慎重に検討すべき事案である。しかし、覚せい剤中毒後遺症による幻聴が本件犯行に及ぶ一因となっていたことは、量刑上考慮すべき要素である。幻聴に従ってしまおうと決意し犯行に及んだことは誠に短絡的で身勝手であるが、更生に向けて行動を起こしながらもそれらがかなわずに自暴自棄に至ったことが本件犯行の原因となっていることに斟酌の余地が全くないとはまではいえない。また、本件は場当たりの、衝動的な犯行であったとうかがわれ、無差別殺人遂行の意思が極めて強固であったとも認められない。これらに照らすと、被告人の生命軽視の度合いが甚だしく顕著であったとまではいえない。

「死刑が究極の刑罰であり、その適用は慎重に行わなければならないという観点及び公平性の確保の観点を踏まえ、犯情を総合的に評価すると、本件について、被告人を死刑に処した第一審判決を量刑不当として破棄し無期懲役に処した原判決の刑の量定が甚だしく不当であり原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めることはできない。」

判例の解説

一 裁判員制度の導入に伴い、死刑が求刑される事件で死刑判決を下すか否かという深刻な判断は裁判員裁判で行われることになった。制度導入後に公刊された司法研究報告書は死刑事件に関して、被殺者数と事件類型ごとに従来の量刑傾向を類型化し、先例との比較の中で判断を行うことを提言した¹⁾。そして、それを受ける形で裁判員裁判の死刑判決を量刑不当で破棄する高裁判例が登場し、2015年同日に出された2件の最高裁判例（最決平27・2・3刑集69巻1号1頁〔松戸事件〕及び最決平27・2・3刑集69巻1号99頁〔南青山事件〕）がその判断を是認した。

両決定は、慎重な適用と公平性の確保の観点から、裁判例の集積から考慮すべき要素及び各要素の重みの程度・根拠を裁判体の共通認識とし、死刑を選択するためには判断の具体的、説得的根拠が示される必要があるとした。この判例の下では、従来死刑相当であると考えられてこなかった類型

の事案につき、死刑相当であると評価替えすることは、具体的、説得的理由付けにならないと思われる。裁判員裁判において、死刑事件の量刑傾向が、死刑適用を積極化する方向に変容していくことは、実際上ほぼ想定されないことになろう²⁾。

①②事件の第一審はいずれも、27年決定後に死刑を言い渡したものであり、当然に最高裁判例を意識していたと思われる。しかし、結局のところ、高裁で破棄され、最高裁もまたその判断を是認するというパターンが繰り返されることになった³⁾。

二 ①②事件の第一審で死刑判決が出されたのは、先例が必ずしも明確でない中で、①事件での女児誘拐殺人、②事件での無差別通り魔殺人という罪質が重視された点にあったと思われる。①②事件の第一審は、それにより死刑が相当であるとの結論に達し、他の要素について後付的に評価を行った疑いがある。

①事件第一審は、罪質について、女子児童を性的欲望の対象にすべく、その心身の未熟に乗じて自己の支配下に置いた上、その状況を利用して生命を奪い、遺体をないがしろにするものであって、殺人を中心とする犯行の中でも極めて悪質な部類に属するという評価を行っている。その上で、殺害動機について、単に自己保身のためだけにとどまらず、自らの性的欲望を満たすことも直接の動機の一つとして人の生命が奪われている点で、その身勝手さは、他に多くの例を見ないほど極まっている、殺害の手段方法について、幼い被害児童の生命を奪うという目的に比して明らかに過度の攻撃を加えてその肉体を損傷させるものであって、残虐性が極めて高く、執よう性も認められる、とし、これらの要素に見られる被告人の生命軽視の姿勢は甚だしく顕著であるといえる、としている。

これに対して、控訴審は、性的欲望充足目的と犯行発覚免脱目的は一連の行動遂行の障害となる事情を排除しようとする点で共通し、相互に関連しており、また犯行発覚免脱防止目的の殺人は往々にして見られるもので、それ自体が殺害行為に対する非難可能性を格段に高めるとはいえないため、動機の身勝手さが極まっているとまではいえない、とした。殺害の手段方法についても、確実に被害者の生命を奪おうとしたもので、死に至

るまでの苦痛をことさらに増大させたり引き延ばしたりするようなものとはいえないため、残虐性が極めて高いとはいえない、とし、結論としては、生命軽視の姿勢が甚だしく顕著であるとまではいえない、とした。最高裁もまた控訴審の判断を支持している。

性的動機で女兒を誘拐し殺害するという犯行が、典型的に生命軽視の姿勢を感じさせるものであることは確かであろう。しかし、死刑相当性判断は、個別事情の総合評価として行われなければならない。確かに、本件犯行動機は誠に身勝手なものであり、殺害態様は冷酷かつ残虐であろうが、こうした特徴は、死刑適用の可否が問題となる事案では多かれ少なかれ備わっているものであり、問題はそこから死刑がやむを得ないといえる事案を選び出す、という視点であろう。そのように考えると、第一審の犯行動機や態様の評価は、死刑が相当な事案であるとの結論を導くために、かさ上げされているといわざるを得ない。当該事案のみに着目するとどうしても極めて悪質であるとの評価に傾きやすい。そうではなく、類似事案との対比において特に悪質と評価できるかどうかを吟味することが重要になってくると思われる。

三 評価のかさ上げよりも深刻な問題が、評価の方向性の誤りである。

①②事件では、計画性の評価についてこの問題が生じている。計画性については、27年の両決定が、「早い段階から被害者の死亡を意欲して殺害を計画し、これに沿って準備を整えて実行した場合には、生命侵害の危険性がより高いとともに生命軽視の度合いがより大きく、行為に対する非難が高まるといえる」と指摘しており、この観点から評価することが求められる。

①事件第一審は、殺害に計画性がなくても、性的欲望を満たすために女兒を誘拐して自己の支配下に置いた上、その状況を利用して同様の欲望を満たすことをも動機の一つとして殺害に及んでいることから、殺害が偶発的な犯行ということとはできないこと、殺意は極めて強固であり、かつ瞬間的なものではなく、長くないにせよ一定の継続性を有していたことを指摘して、殺害の計画性がないことは刑責を特に軽減すべき事情ではない、とした。

これに対し控訴審は、被告人には当初暴力的手

段を用いてまで性的欲望を満たそうとする意図があったとも認め難く、殺害が十分起こり得ると想定される状況ではなかったため、偶発的側面を有していることは否定できない、とした。さらに、殺意の強固さと一定の継続性は計画性の有無とは別個に検討すべき量刑要素である上に、比較的短時間、強固な殺意が継続していたというだけで、殺害の計画性がないことによる刑責の軽減を考慮しないことが許されるとはいえないとした。最高裁は、この点について詳細な判示は加えていないものの、殺害の計画性がなかったことを、生命軽視の姿勢が甚だしく顕著とまではいえないことの根拠の一つとしている。

計画性がなくても、偶発的といえない場合には、刑責を特に軽減すべき事情ではないとの第一審の判断は、光市事件第一次上告審判決（最判平18・6・20判時1941号38頁）を念頭に置いたものであろう。控訴審は、同事件は成人女性に対する強姦を計画していた事案である点が本件とは異なるとする。しかしながら、性被害に遭う場合に激しく抵抗するのは自然の反応であり、生命侵害の危険性の高さは当初から暴力的手段を予定していたかで決定的に相違するわけではなかろう。それに対して、最高裁が指摘する生命軽視の姿勢については、当初から暴力的手段を予定するかどうかにかかわらず、殺害を計画していなければ顕著とはいえない。結局、27年決定により、18年最判のそれ自体規範性を有するとはいえない判断は妥当性を否定されたと見るべきだと思われる。計画性の有無が死刑相当性判断にとって重要なのは、生命侵害の危険性という客観面だけでなく、生命軽視の姿勢という主観面においても非難の程度が高まるからであり、いずれか一方が欠ける場合、刑事責任の程度は軽減されるというべきであろう。

次に、②事件第一審は、綿密な計画はなく、場当たり的な面があることは否定し難いとしつつ、包丁購入時から幻聴に従って他人を殺害することも選択肢として存在し、犯行決意後は一定の準備行為を行っており、人通りの多い繁華街であることを十分分かっていながら、強固な殺意の下、犯行を敢行したことも併せ考慮すれば、計画性が低いことは、量刑上特に重視すべきものとはいえない、とした。

それに対して控訴審は、包丁購入は犯行のわずか十数分前である上、その時点で無差別殺人の確

定的決意までは認定できないこと、無差別殺人にふさわしい凶器であるかを吟味した形跡もないこと、準備行為といってもわずかな時間に行った咄嗟の行為であり、無差別通り魔殺人にふさわしい場所や時間を吟味、選定して犯行に及んだような場合と同様に評価することは困難であることから、第一審の認定は不合理であるとした。最高裁は、無差別殺人について特段の計画や準備をしたとも認められず、本件は場当たり的な犯行であることも否定できない、と評価している。

第一審の犯行の計画性に関する評価は、突発的に殺意が生じた事案ではないことを指摘するものであるが⁴⁾、計画性の対概念である非計画性は必ずしも突発性を意味しない。27年決定が提示した視点からしても、計画性を考慮する上では、ある程度殺意が継続していることを前提に、それが周到な準備を伴うか、冷静な状態で企図されたかを問うものでなければならないことになるだろう。第一審は、計画性以外の要素だけで死刑相当であるとの心証を形成し、計画性がない点がその判断を妨げない理由を後付け的に検討したといわざるを得ない

四 ②事件ではもう一つ、犯行動機の評価も問題になった。第一審は、前刑出所後、自らの生活を構築する現実的な手段があったのに、その努力を尽くさないまま、自暴自棄になったこと自体、身勝手であり、本件犯行に一定程度影響したと認められる覚せい剤中毒後遺症である幻聴についても、精神障害に罹患したことは自ら招いた結果といふべきで、特に酌むべき点は認められない、としていた。

それに対し控訴審は、薬物依存は自らの意思だけで断ち切るのは困難であるところ、被告人には覚せい剤事件で検挙され続ける過程で適切な対処や治療等が行われた形跡はなく、本件幻聴の一要因と考えられる向精神薬の服薬中断はダルク施設退所時の施設側の判断で向精神薬を渡さなかったことによること、自暴自棄になったことについても不本意な出来事が短期間のうちに連続して身にふりかかり、現実的な方策を講じる余裕が持てなかったとしてもある程度やむを得ないこと、真面目に仕事に従事していた経歴もある被告人が前刑出所後にそれなりの居場所等を見つけられなかったことのすべてを被告人の自己責任に帰着させて

しまうのはいささか酷であることを指摘して、犯行動機に特に酌むべき点はないとするのは疑問である、としている。最高裁もまた、この判断を是認している。

犯行動機の評価に当たっては、身勝手、自己責任と思わせる要素とそうでない要素の総合判断が必要になるところ、第一審の判断は、罪質に目を奪われて一面的な評価になってしまったといわざるを得ないであろう。

五 ②事件最高裁は、原判決が計画性の有無・程度をもって本件犯行に対する非難の程度を判断する指標であるかのように説示する部分は是認できないという判示をわざわざ付加している。これは、無差別殺人という種類の内部であっても、死刑相当性の有無を計画性という一要素のみに帰着させてはならず、動機・経緯、計画性、犯行態様、犯行遂行意思の強固さを総合して、生命侵害の危険性の程度や生命軽視の度合いを評価すべき、ということであろう。安易な決めつけと結論先取りにつながる不当な単純化を回避する、という意図は正当である。

しかし生命軽視の度合いという抽象度の高い尺度を用い、しかも、最高裁のように生命軽視の度合いは甚だしいがさらに甚だしく顕著とまでいえるか、という微妙な差異に着目する場合、判断は不可避免的に曖昧さを抱え込んでしまう。今後も、第一審の裁判員裁判は、被告人を死刑にすべきかという困難な判断に悩ませられ、控訴審における量刑不当による死刑破棄は続かざるを得ないように思われる。

●——注

- 1) 司法研修所(編)『裁判員裁判における量刑評議の在り方について』(法曹会、2012年)106頁。
- 2) 詳細については、本庄武「裁判員制度と死刑の適用基準」『理論刑法学の探究⑨』(成文堂、2016年)102頁以下参照。
- 3) 2020年4月段階で、第一審の死刑判決を量刑不当で破棄し無期懲役とした高裁判決は5件あり、本稿で取り上げた以外の1件(東京高判平26・2・27東高判時報65巻1=12号6頁)では検察官が上告しなかった。
- 4) 殺意の強固さについては、①事件控訴審が指摘するように計画性の有無とは別個の観点である。